

証券コード 9501

平成28年度報告書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

目次

株主のみなさまへ	2
(第93回定時株主総会開催ご通知添付書類)	
事業報告	
1. 企業集団の現況に関する事項	3
2. 株式に関する事項	23
3. 会社役員に関する事項	25
4. 会計監査人に関する事項	30
5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要	32
連結計算書類	
連結貸借対照表	40
連結損益計算書	41
連結株主資本等変動計算書	42
計算書類	
貸借対照表	43
損益計算書	44
株主資本等変動計算書	45
連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	46
計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	48
監査委員会の監査報告	50

以下の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.tepco.co.jp/about/ir/stockinfo/meeting.html>) に掲載しておりますので、本報告書には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

したがって、本報告書に記載した連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、また、監査委員会が監査報告を作成するに際して監査をした、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

株主のみなさまへ

株主のみなさま、立地地域のみなさまをはじめ、当社を取り巻くさまざまなステークホルダーのみなさまには、当社の経営に対し多大なるご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

当社は、福島第一原子力発電所の事故により今なお、みなさまにご迷惑とご心配をおかけしておりますことを重く受け止め、福島への責任を全うするとともに、福島復興に向けた原資の創出とグループ全体の企業価値の向上をめざし、昨年4月よりホールディングカンパニー制のもとで事業運営にあたってまいりました。この新たな体制のもと、生産性倍増や燃料・火力発電事業の統合など、さまざまな経営課題にグループの総力をあげて取り組み、こうした取り組みなどにより当年度においても経常利益を計上することができました。

一方、エネルギー需要が減少するなかでの電力・ガスの小売全面自由化による競争の激化に加え、賠償や廃炉に要する費用の増大など、当社を取り巻く経営環境は極めて厳しい状況となっております。

このため当社グループといたしましては、これまでにないコストの削減や収益の拡大が必要不可欠と考え、新々・総合特別事業計画のもと、心を一つにし、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に向けた取り組みを誠実にすすめるとともに、送配電事業や原子力事業における共同事業体の設立などの再編・統合や海外への積極的な進出など前例にとらわれない非連続の経営改革をおすすめ、福島への責任とグループ全体の企業価値の向上を成し遂げてまいり所存です。

当年度につきましても、配当に関しましては株主のみなさまのご期待に沿うことができない状況にありますが、引き続き財務体質の改善などに取り組み、市場における評価を高めるべく努力してまいりますので、今後とも当社の経営に対し何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

取締役会長

敷土 文夫

代表執行役社長

廣瀬 直己

事業報告 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループの業績

当社グループは、昨年4月、機能別の自律的・機動的な事業運営を行うホールディングカンパニー制に移行し、平成28年度を新たな体制で迎えました。

エネルギー業界においては、省エネルギーの進展などにより電力需要が減少傾向にあるなか、本年4月にガス事業についても小売全面自由化が実施されるなど、分野を超えた新たな競争の時代に突入しており、当社グループは激変する経営環境に直面しております。

このようななか、当社は、福島への責任を果たすとともに競争市場のなかでもお客さまに選んでいただけるよう「責任と競争」の両立に向け、生産性増進をはかり収益力の強化に努めました。また、有利子負債の削減による自己資本比率の向上など財務体質の改善にも取り組み、グループ全体の企業価値の向上に努めてまいりました。

当社グループの当年度の販売電力量は、小売全面自由化の影響などにより、前年度に比べ2.2%減の2,415億kWhとなりました。この内訳は、「電灯」が前年度に比べ3.4%減の864億kWh、「電力」が1.6%減の1,551億kWhとなりました。

当年度の連結収支につきましては、収益面では、燃料費調整制度の影響などにより電気料収入単価が低下したことなどから、売上高（営業収益）は前年度に比べ11.7%減の5兆3,577億円となり、その他の収益を加えた経常収益合計は11.7%減の5兆4,200億円となりました。一方、費用面では、原子力発電が全機停止するなか、燃料価格の低下や為替レートの円高化により燃料費が大幅に減少したことに加え、引き続きグループ全社をあげてコスト削減に努めたことなどから、経常費用合計は10.7%減の5兆1,924億円となりました。

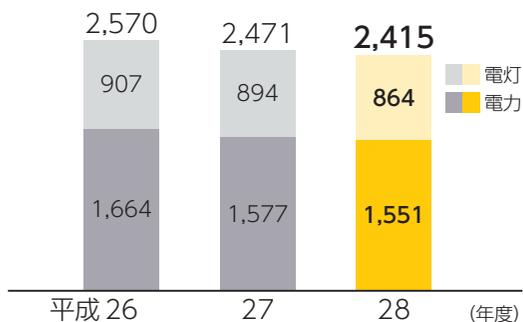
以上により、経常利益は2,276億円となりました。また、原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの資金交付金と持分変動利益を合わせ3,306億円を特別利益として計上する一方、災害特別損失と原子力損害賠償費を合わせ4,113億円を特別損失として計上したことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益は1,328億円となりました。

なお、当年度の自己資本比率については前年度の16.1%から19.1%になり、デット・エクイティ・レシオについては前年度の3.01から2.56となりました。

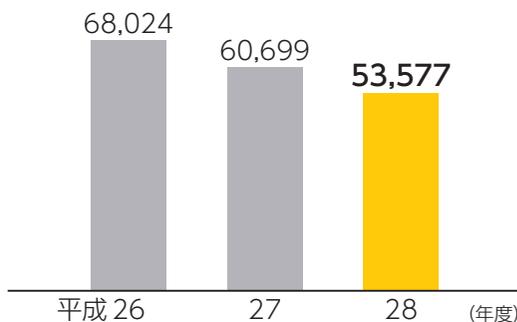
当年度における各事業別の業績（事業間の内部取引消去前）は、5ページ以降に記載のとおりです。

(注) デット・エクイティ・レシオは、有利子負債残高を自己資本で除したものです。

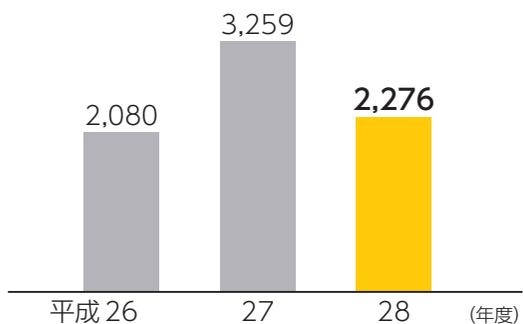
販売電力量 (億kWh)



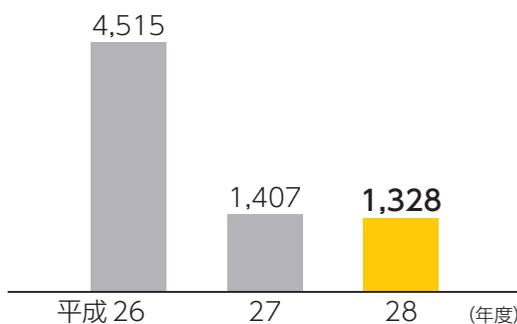
売上高 (億円)



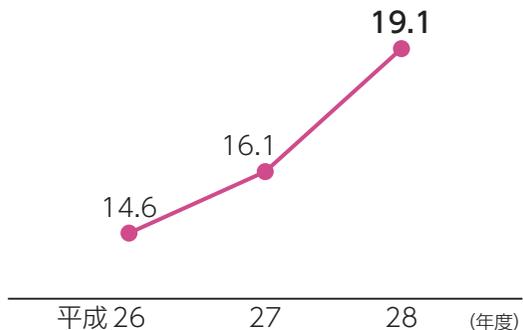
経常利益 (億円)



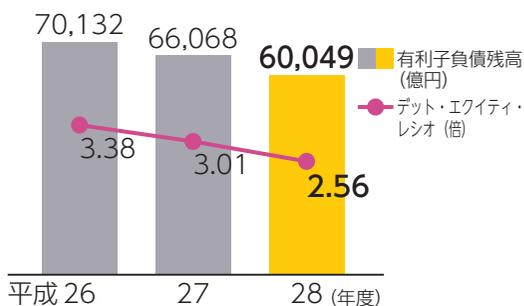
親会社株主に帰属する当期純利益 (億円)



自己資本比率 (%)



有利子負債残高, デット・エクイティ・レシオ



ホールディングス

主要な事業内容

各基幹事業会社への共通サービスの提供、原子力発電事業

事業別の業績

売上高につきましては、
前年度に比べ23.2%増の9,180億円となり、
経常費用は3.7%減の1兆276億円となりました。
この結果、
経常損失は208億円となりました。



当年度の施策

福島復興に向けた取り組み

福島の事故により被害が継続している農林業を営まれていた方々への新たな賠償を迅速かつきめ細やかにすすめるなど、**最後のお一人まで賠償を貫徹**するために取り組んでまいりました。こうした取り組みにより、本年3月末までに累計約7兆2,051億円をお支払いしております。

また、福島復興本社の設立以降、清掃・除草等の復興推進活動への派遣人数は累計33.7万人、国や自治体による除染等への協力人数は累計22.2万人に達するなど、引き続き、早期のご帰還や農業・商業の再開に向けた復興・除染推進活動に総力をあげて取り組んでまいりました。

さらに、被災された方々の事業の再建等に向けた官民合同の復興策にも継続して取り組んでまいりました。加えて、中小経年水力発電所の改修工事の着手や他社と設立した事業会社による世界最新鋭の石炭火力発電所の着工により就労機会の創出をはかるとともに、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて送電網の整備・運用のための事業会社の設立に参画するなど、グループ丸となって福島復興の加速化に取り組んでまいりました。



復興推進活動の一環として中学校の清掃作業を実施

福島第一原子力発電所の廃炉

汚染水対策につきましては、建屋への地下水流入を抑制するためサブドレンによる地下水のくみ上げや陸側遮水壁の段階的な凍結など、汚染水リスクの低減に向けて引き続き取り組んでまいりました。また、使用済燃料プールからの燃料及び格納容器からの燃料デブリの取り出しに向けて、1号機建屋カバーの壁パネルの取り外し作業の完了や3号機燃料取り出し用カバーの設置作業を開始したほか、1、2号機において格納容器内の調査を実施し内部の画像や線量等の情報を取得するなど、廃炉作業を着実にすすめてまいりました。

これらに加え、協力企業の方々と当社が密接に連携しながら現場に密着して業務をすすめていくことができるよう協力企業棟を整備するなど、労働環境の改善にも継続的に取り組んでまいりました。

原子力安全

原子力安全改革プランのもと、引き続き、世界トップレベルの安全とそれを支える品質をめざした取り組みをすすめてまいりました。

柏崎刈羽原子力発電所については、高圧代替注水系ポンプの設置による原子炉の除熱・冷却機能の強化などにより安全性向上対策を実施しました。また、さまざまな条件への対応を想定した緊急時対応訓練を繰り返し行ったほか、当社の取り組みを新潟県内のみなさ



昨年11月に壁パネルの取り外し作業が完了した1号機原子炉建屋



2号機格納容器の内部調査に使用した自走式調査装置



繰り返し強い地震が発生することなどを想定した緊急時対応訓練を継続的に実施

まへ説明し、ご意見を真摯にお聞きするなど対話による理解活動の強化に努めてまいりました。

加えて、昨年9月に公表した原子力安全改革に対する自己評価の結果を踏まえ、**組織のガバナンスと人財育成の強化**にも取り組んでまいりました。具体的には、組織全体が目標や構成員相互の役割について理解したうえで業務に取り組めるようにマネジメントモデルを体系化しました。また、昨年12月には、原子力安全を高める知識・スキルについての人財育成機能を集約することで、効果的に教育訓練を行う原子力人財育成センターを原子力・立地本部長直轄の組織として設置いたしました。

こうした取り組みをすすめているなか、柏崎刈羽原子力発電所の新規制基準適合性審査における免震重要棟の耐震性評価に関する問題など、組織内の情報共有が不十分であったという点については、これまで行ってきた意識改革の取り組みが不足しているという事実を重く受け止め、地域のみなさまへ誠実かつ丁寧な説明を徹底すべくさらなる対策を講じてまいります。

ホールディングカンパニー制のもとでの事業運営

ホールディングカンパニー制へ移行し、新たなガバナンス体制を本格導入するなかで、**グループ全体の経営戦略の策定や経営資源の最適配分に取り組み、効率的な事業運営と競争力の強化に努めてまいりました。**また、さまざまな分野・業種との連携・再編を模索するとともに、**コスト削減のさらなる深掘りや社外専門家の指導のもと生産性倍増に向けた改善活動をグループ全体へ展開し、生産性向上や収益拡大による財務体質の改善をすすめてまいりました。**加えて、東京電力パワーグリッド株式会社による社債の発行により当社グループの自律的な資金調達力の回復をはかるなど、当社グループの企業価値の向上に取り組んでまいりました。



コミュニケーションブースを設置し当社の取り組みを直接新潟県内のみなさまへ説明



経営発表会において生産性倍増に向けた改善活動の好事例を発表

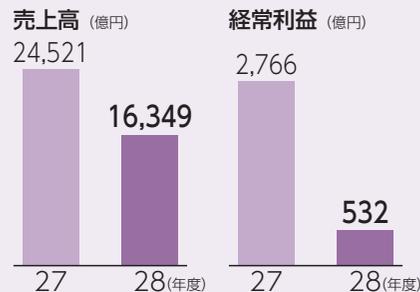
フュエル&パワー

主要な事業内容

燃料・火力発電事業

事業別の業績

売上高につきましては、前年度に比べ33.3%減の1兆6,349億円となり、経常費用は27.4%減の1兆5,996億円となりました。この結果、経常利益は532億円となりました。



当年度の施策

包括的アライアンスの推進

中部電力株式会社との間の燃料上流・調達から発電までのサプライチェーン全体に係る包括的アライアンスについては、昨年7月、**燃料事業及び海外火力IPP事業等を株式会社JERAに承継**しました。また、本年3月、包括的アライアンスの完成に向けて、燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業の統合に関する基本合意書を締結しました。



東京電力フュエル&パワー株式会社と中部電力株式会社は、対等・互譲の精神に基づき統合に向けた協議をすすめることで合意

火力発電所のバリューアップ

世界トップの火力発電所運営とグローバルでの新ビジネス展開をめざす**バリューアップ・プロジェクトを全火力発電所で推進**し、生産性倍増に取り組みました。作業の効率化による定期点検の工程短縮や調達改革などにより、燃料費や修繕費等のコスト削減を実現したほか、火力発電所運営の高度化等に向けて他社との業務提携を実施しました。



秒単位での作業手順の分析などにより配管フランジ結合作業の所要時間を大幅に短縮

パワーグリッド

主要な事業内容
送配電事業

事業別の業績

売上高につきましては、
前年度に比べ0.4%増の1兆6,919億円となり、
経常費用は5.0%減の1兆5,945億円となりました。
この結果、
経常利益は1,116億円となりました。



当年度の施策

安定供給と託送原価低減の両立

電力供給の信頼度を確保したうえで、国際的にも遜色のない**低廉な託送原価水準の実現をめざして徹底的なコスト削減**をすすめております。具体的には、新座洞道火災事故から得られた知見なども踏まえ、設備の点検方法の高度化に取り組むとともに、経年設備の改修について、リスクを的確に評価して対象を見極め、発注・工法の工夫によりコストの低減を着実にすすめています。また、生産性倍増に向けた改善活動を拡大・加速し、業務の効率化に取り組ましました。



多能化により通信と配電の工事を同時に実施することで通信ケーブル工事を効率化

電力小売全面自由化の進展に向けた取り組み

電力小売全面自由化の開始当初はスマートメーターの設置が遅延しておりましたが、工事力の追加確保等により、昨年9月中には遅延を解消し、本年2月には設置台数1,000万台を達成しました。また、多数の小売電気事業者さま及び電気のご利用者さまにご迷惑をおかけしました電気使用量の通知遅延につきましては、業務・システム面での対策を講じるなど取り組みをすすめた結果、本年2月以降、概ね解消いたしました。引き続き業務品質の向上に努めております。

エネルギーパートナー

主要な事業内容
小売電気事業

事業別の業績

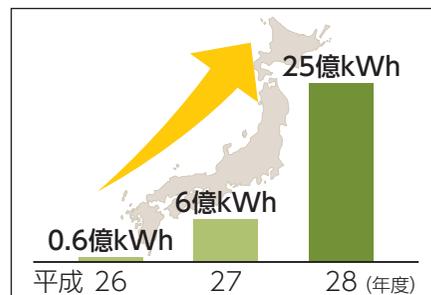
売上高につきましては、前年度に比べ13.7%減の5兆1,353億円となり、経常費用は13.4%減の5兆664億円となりました。この結果、経常利益は747億円となりました。



当年度の施策

全国での電力販売の拡大

アライアンス・パートナーと連携し、国内各地に事業所を有する企業や中部・関西地方のご家庭を対象とした低廉な料金プランの提案及び他の商品とのセット販売等を通じて、広く全国のお客さまにお選びいただけるよう精力的に営業活動を展開いたしました。その結果、従来のサービスエリア外での販売電力量は、昨年度に比べ約4倍の25億kWhとなりました。



従来のサービスエリア外での販売電力量の推移

ガス事業の小売全面自由化への対応

都市ガス小売事業への本格参入に向けて、競争力のある料金プランや販売方法の検討をすすめました。また、昨年12月までに、アライアンス・パートナーの日本瓦斯株式会社との間で年間27.5万トンの都市ガスを卸供給することに合意いたしました。さらに、家庭用都市ガスの販売に必要な機能やサービスを提供するプラットフォームの構築にも同社と共同で取り組んでいます。



日本瓦斯株式会社と都市ガス市場の活性化をめざしプラットフォームの整備等に合意



(2) 対処すべき課題



当社グループは、国の「東京電力改革・1F問題委員会」の提言などを踏まえた新々・総合特別事業計画のもと、低廉な電気を安定的にお届けすることを基本に、「福島への責任を果たしていく」という使命を肝に銘じ、当社グループが果たすべき賠償・廃炉費用の資金確保や企業価値の向上をめざしてまいります。同委員会により福島第一原子力発電所の事故に関連して確保すべき資金の総額が約22兆円との見込みが示されたなか、さらなる生産性の向上やコスト削減、共同事業体の設立に向けた検討体制の確立など、非連続の改革に総力をあげて取り組み、株主のみなさまのご期待に沿うことができるよう懸命に努めてまいります。

1 福島復興に向けた取り組み

被害者の方々が一刻も早く生活・事業を再建できるよう、引き続き被害者の方々に寄り添い賠償をすすめるなど、**迅速かつきめ細やかな賠償を最後のお一人まで貫徹**いたします。

また、賠償の徹底と同時に一日も早い福島復興を実現するため、**生活基盤や産業基盤の再建に向けた国や自治体等の取り組みに全面的に協力**してまいります。具体的には、4つの町村で帰還困難区域を除き避難指示が解除されたことを踏まえ、清掃、除草等をはじめ地域の復興ステージに応じた住民支援活動を継続していくほか、放射線に関する不安の軽減や生活環境の再生をはかるための取り組みに人的・技術的に貢献してまいります。さらに、浜通り地域の新たな産業基盤の構築や広域的な視点でのまちづくりをめざす国のイノベーション・コースト構想の実現に向けた検討や福島相双復興官民合同チームによる事業再開への支援等の取り組みに協力してまいります。あわせて、建設・運営を行う事業会社を通じた世界最新鋭の石炭火力発電所の建設等による就労機会の創出に向けた取り組みを継続するとともに、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて貢献していくなど、グループ一丸となって福島復興の一層の加速化をすすめてまいります。



2 福島第一原子力発電所の廃炉と原子力発電の安全に関する取り組み

福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取り組みにつきましては、サブドレンや陸側遮水壁などの汚染水対策を継続して実施するとともに、**使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどの作業を着実に推進**してまいります。使用済燃料プールからの燃料取り出しに関しては、引き続き原子炉建屋のガレキ撤去や燃料取り出しカバーの設置工事等をすすめます。燃料デブリ取り出しに関しては、格納容器の内部調査等により引き続き必要な情報を収集し、取り出し方針を決定してまいります。

また、廃炉事業の運営体制全体の見直しによりマネジメント機能やエンジニアリング能力を強化するとともに、労働環境の改善や適切な情報発信に引き続き取り組んでまいります。さらに、日本原子力発電株式会社との協力関係の拡大など国内外の叡智を結集した廃炉推進体制の構築をすすめ、**長期にわたる廃炉を支えるための基盤を強化**してまいります。

原子力安全の徹底に向けた取り組みにつきましては、原子力安全改革プランを着実に実行し、安全意識・技術力・対話力の向上などをめざしてまいります。

また、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に向け、安全性向上対策をすすめるとともに、新規規制基準適合性審査への対応にあたって、他の電力会社に協力いただき、規制対応向上チームの設置や組織間の情報連携の改善に取り組んでまいります。地域のみなさまへの理解活動については、新潟本社の一元的な意思決定のもと、コミュニケーションの強化や情報公開を積極的に展開することで、誠実かつ丁寧な情報発信を徹底してまいります。加えて、原子力防災の充実に向け、地域のみなさまのご要請をお聞きし、有効な支援を実施してまいります。

3 ホールディングカンパニー制のもとでの事業運営

当社は、賠償、廃炉、福島復興に責任を持って取り組むとともに、**持株会社としてグループ全体の経営戦略の策定や経営資源の最も効率的な活用**に取り組んでまいります。

このため、基幹事業会社との役割分担の明確化等による効率的な経営管理を行うとともに、若手・外部人財の登用や権限の委譲、女性の活躍等を促すダイバーシティの推進など大胆な企業改革を実行するための体制構築をすすめます。また、共同事業体の設立に向けた検討チームを立ち上げるとともに、福島への責任を果たすための資金負担等の方法を検討してまいります。加えて、利益の拡大と財務体質の改善に向けて、生産性倍増に向けた改善活動を引き続きグループ全体に展開するとともに、業務革新、調達改革、IT革新等によってコスト削減の深掘りと設備投資の抑制をはかります。また、社債の発行を継続するなど、当社グループの自律的な資金調達力の回復もはかってまいります。

各基幹事業会社は、福島への責任を全うするため、以下の事業戦略に取り組み、福島復興に向けた原資の創出とグループ全体の企業価値の向上に貢献してまいります。

a. 東京電力フュエル&パワー株式会社

エネルギー需要の減少や再生可能エネルギーの増加など、国内の事業環境が厳しくなる一方、新たな電力取引市場の創設やガスの小売全面自由化、海外でのエネルギー需要の伸長などによる事業機会の拡大も見込まれております。こうしたなか、**株式会社JERAの発展と火力発電所のバリューアップを核に、国際競争力あるエネルギーを安定的に供給**してまいります。

中部電力株式会社との包括的アライアンスについては、平成31年度上期の事業統合の完成に向けて着実に取り組むとともに、株式会社JERAへの適切なガバナンスを通じて**統合効果の一層の創出**をはかり、アジアトップレベルの燃料調達コストと収益力の実現、競争力ある国内電源の開発、海外でのバリューチェーンの一体開発による新たなビジネスモデルの展開等を実施してまいります。

また、将来の市場を見据えた最適な電源ポートフォリオを構築するとともに、バリューアップ・プロジェクトのさらなる推進等により**世界トップレベルの発電コストを実現**し、競争力を強化してまいります。加えて、デジタル技術を活用した発電所運営に関するノウハウの商品化・標準化など、**知識集約型ビジネスモデルの構築・主導**にも取り組み、収益力を拡大してまいります。

b. 東京電力パワーグリッド株式会社

国内の電力需要が低迷し、託送料金収入の減少が見込まれる一方で、経年設備の着実な改修や再生可能エネルギーの普及加速などに対応した送配電ネットワークの構築が求

められています。こうしたなか、電力供給の信頼度を確保したうえで前例にとらわれない非連続の改革に取り組み、世界水準の効率的な事業運営を実現するとともに、それにより生み出された余力で**財務基盤や技術力を強化し、成長する世界エネルギー市場への事業展開**をすすめてまいります。

当面の取り組みとしては、最新のICT技術の活用による設備保全等の業務の効率化・高度化や生産性倍増に向けた改善活動の全社的な展開、グローバル調達への導入等により、国内トップレベルの託送原価を実現します。

あわせて、送配電ネットワークを高度化し、利便性の向上をはかるため、すべてのお客さまへのスマートメーターの設置完了のほか、**送電ネットワークの統合的運用に向けた検討や再生可能エネルギーの導入拡大に向けた系統増強・関連技術の高度化等**に取り組みます。

また、住宅内の電気の使用状況等の情報をもとにした宅内IoTなどの新たな価値を創造するプラットフォーム事業の展開等、国内外で事業領域の拡大に取り組みます。

c. 東京電力エナジーパートナー株式会社

エネルギー需要の減少や競争の激化など経営環境が変化しているなか、従来の電力販売ビジネスから**快適で安心な暮らしやビジネスの発展につながるサービスをお届けする「効用提供ビジネス」への転換**をはかり、お客さまに選ばれ続ける企業をめざします。

具体的には、ガス事業における販売の拡大と市場の活性化に向けて、ガス販売に必要な機能やサービスを提供するプラットフォームを早急に整備します。これを多くの事業者にも活用していただくことで、販売量の増加につなげてまいります。

また、省エネルギーを軸としたサービスの開発・展開に取り組みます。エネルギー関連設備の最適な運用などを支援するエネルギーマネジメントシステムの提案や設備の計画、設置、運用を一元的に受託するエネルギーサービス事業を全国で展開してまいります。ご家庭向けには、IT関連企業、リノベーション事業者などと提携し、住宅分野においてIoTと省エネルギー技術を融合した商品を創出していきます。

さらに、異業種のアライアンス・パートナーを拡大することで、販売網の構築をはかりながら、**新たなサービスと組み合わせた全国での電力販売を加速**してまいります。

これらの取り組みを通じて、アライアンス・パートナーとともに**小売ビジネスを「競争」から「共創」へと進化**させ、お客さまや社会に新たな価値を提供してまいります。

(3) 設備投資の状況

① 設備投資額

事業区分	金額	
ホールディングス	2,726	億円
フュエル & パワー	677	
パワーグリッド	2,165	
エナジーパートナー	133	
内部取引消去	△ 17	
合計	5,686	

② 完成した主な設備

a. フュエル&パワー 発電設備

名称	出力 (万kW)
(火力)	
横浜火力発電所 8号系列	2.7
川崎火力発電所 2号系列	68.5
横浜火力発電所 7号系列	5.4

(注) 横浜火力発電所 8号系列(出力10.8万kW)及び横浜火力発電所 7号系列(出力10.8万kW)については、それぞれ当年度中の完成成分を記載しております。

b. パワーグリッド 変電設備

名称	電圧 (kV)	出力 (万kVA)
大井ふ頭変電所 (新設)	275	90
港北変電所 (増設)	275	45

③ 建設中の主な設備（平成29年3月31日現在）

a. ホールディングス
発電設備

名 称	出力 (万kW)
(水力)	
葛野川発電所	40
神流川発電所	188

b. フュエル&パワー
発電設備

名 称	出力 (万kW)
(火力)	
横浜火力発電所7号系列	2.7
横浜火力発電所8号系列	5.4

c. パワーグリッド
変電設備

名 称	電圧 (kV)	出力
新信濃変電所 (増設)	500	100 万kVA
新信濃変電所周波数変換機器 (増設)	直流 200	90 万kW

④ 廃止した主な設備

a. フュエル&パワー
発電設備

名 称	出力 (万kW)
(火力)	
横須賀火力発電所3～8号機	各 35

b. パワーグリッド
送電設備

名 称	電圧 (kV)	亘長 (km)
城 北 線 (地 中 線)	275	20.9

(4) 資金調達の状況

① 社 債

発行による収入	4,921億円
償還による支出	7,668億円

② 借入金

借入による収入	2兆 115億円
返済による支出	2兆3,370億円

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平 成 25年度	平 成 26年度	平 成 27年度	平 成 28年度 (当年度)
売 上 高 (億 円)	66,314	68,024	60,699	53,577
経 常 利 益 (億 円)	1,014	2,080	3,259	2,276
親会社株主に帰属する当期純利益 (億 円)	4,386	4,515	1,407	1,328
1 株当たり当期純利益 (円)	273.74	281.80	87.86	82.89
総 資 産 (億 円)	148,011	142,126	136,597	122,776

(6) 重要な子会社の状況 (平成29年3月31日現在)

会 社 名	資本金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
	億円	%	
東京電力パワーグリッド株式会社	800	100	送配電事業
東京電力フュエル&パワー株式会社	300	100	燃料・火力発電事業
東京電力エナジーパートナー株式会社	100	100	小売電気事業
東 電 不 動 産 株 式 会 社	30.2	100	不動産の賃貸借, 管理
東 京 発 電 株 式 会 社	25	100	発電及び電気の販売
日本ファシリティ・ソリューション株式会社	4.9	100	省エネルギーサービス
株式会社テプコシステムズ	3.5	100	コンピュータ機器による 情報処理, ソフトウェア の開発及び保守
東京パワーテクノロジー株式会社	1	100	発電設備, 環境保全設備 等の補修, 運転
東電タウンプランニング株式会社	1	100	配電設備の設計, 保守, 電柱等を媒体とする広告 の請負
東京電設サービス株式会社	0.5	100	送電, 変電設備等の保守
東 電 フ ュ エ ル 株 式 会 社	0.4	100	石油製品の販売
東 電 設 計 株 式 会 社	0.4	100	発電, 送電, 変電設備等 の設計, 工事監理
テプコカスタマーサービス株式会社	0.1	100	電気の販売, 電気料金等 に関する情報処理サービス

会 社 名	資本金	当 社 の 出 資 比 率	主要な事業内容
東京臨海リサイクルパワー株式会社	億円 1	% 96.6	産業廃棄物処理，電気の販売

(注) 当社の出資比率には、子会社を通じた間接保有を含んでおります。

(7) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

- ① 当社は、ホールディングカンパニー制に移行するため、平成28年4月1日をもって、燃料・火力発電事業、送配電事業及び小売電気事業の3つの事業を、吸収分割により東京電力フュエル&パワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社及び東京電力エナジーパートナー株式会社にそれぞれ承継させました。
- ② 平成27年2月9日に当社と中部電力株式会社との間で締結した包括的アライアンスの実施に関する合弁契約に基づき、東京電力フュエル&パワー株式会社は、平成28年7月1日をもって、吸収分割により既存燃料事業（上流・調達）、既存海外火力I P P事業及び株式会社常陸那珂ジェネレーションの実施する火力発電所のリプレース・新設事業を株式会社J E R Aに承継させました。これにともない、当社の重要な子会社であったTokyo Electric Power Company International B.V.及びTokyo Timor Sea Resources Inc.の全株式が株式会社J E R Aに承継されたことから、両社は当社の子会社から外れております。

(8) 主要な事業所 (平成29年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

- a. 本 社 (東京都千代田区)
- b. 福島復興本社 (福島県双葉郡富岡町)
- c. 新潟本社 (新潟県新潟市)
- d. 主な発電所

区 分	発 電 所 名	所 在 地
水 力 (出力10万kW以上)	鬼怒川, 今市, 塩原 矢木沢, 玉原, 神流川 葛野川 秋元 安曇, 水殿, 新高瀬川 中津川第一, 信濃川	栃 木 県 群 馬 県 山 梨 県 福 島 県 長 野 県 新 潟 県
原 子 力	福島第二 柏崎刈羽	福 島 県 新 潟 県

② 重要な子会社の主要な事業所

a. 本店

会社名	所在地	会社名	所在地
東京電力パワーグリッド株式会社	東京都千代田区	東京パワーテクノロジー株式会社	東京都江東区
東京電力フュエル&パワー株式会社	東京都千代田区	東電タウンプランニング株式会社	東京都目黒区
東京電力エナジーパートナー株式会社	東京都千代田区	東京電設サービス株式会社	東京都台東区
東電不動産株式会社	東京都台東区	東電フュエル株式会社	東京都江東区
東京発電株式会社	東京都台東区	東電設計株式会社	東京都江東区
日本ファシリティ・ソリューション株式会社	東京都品川区	テプコカスタマーサービス株式会社	東京都江東区
株式会社テプコシステムズ	東京都江東区	東京臨海リサイクルパワー株式会社	東京都江東区

b. 主な発電所

会社名	区分	発電所名	所在地
東京電力フュエル&パワー株式会社	火力 (出力100万kW以上)	鹿島, 常陸那珂	茨城県
		五井, 姉崎, 袖ヶ浦, 富津, 千葉	千葉県
		大井, 品川	東京都
		横須賀, 横浜, 南横浜, 東扇島, 川崎	神奈川県
		広野	福島県

(注) 平成29年3月31日をもって、横須賀火力発電所の全号機を廃止しております。

(9) 使用人の状況 (平成29年3月31日現在)

事業区分	使用人数
ホールディングス	12,831
フュエル & パワー	2,454
パワーグリッド	22,907
エナジーパートナー	3,868
合計	42,060

名

(注) 使用人数は、当社及び連結子会社の使用人数を記載しております。

(10) 主要な借入先 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	9,079
株式会社三井住友銀行	8,429
株式会社みずほ銀行	3,315
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,002
三井住友信託銀行株式会社	1,500
日本生命保険相互会社	1,099

億円

2. 株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数		141億株
(2) 発行可能種類株式総数	普通株式	350億株
	A種優先株式	50億株
	B種優先株式	5億株
(3) 発行済株式の総数	普通株式	16億701万7,531株
	A種優先株式	16億株
	B種優先株式	3億4,000万株
(4) 株主数	普通株式	73万6,193名
	A種優先株式	1名
	B種優先株式	1名

(5) 上位10名の株主

株主名	持株数				出資比率
	普通株式	A種優先株式	B種優先株式	合計	
	千株	千株	千株	千株	%
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	—	1,600,000	340,000	1,940,000	54.74
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	53,964	—	—	53,964	1.52
東京電力グループ従業員持株会	49,314	—	—	49,314	1.39
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	46,758	—	—	46,758	1.32
東京都	42,676	—	—	42,676	1.20
株式会社三井住友銀行	35,927	—	—	35,927	1.01
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口5)	31,162	—	—	31,162	0.88
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	29,218	—	—	29,218	0.82
日本生命保険相互会社	26,400	—	—	26,400	0.74
株式会社みずほ銀行	23,791	—	—	23,791	0.67

(注) 出資比率は、自己株式(普通株式3,159,827株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び執行役の氏名等（平成29年3月31日現在）

① 取締役

氏名	地位、担当及び重要な兼職の状況
す じ ふみ お 數 土 文 夫	取締役会長 指名委員，監査委員，報酬委員 ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社特別顧問， 大成建設株式会社社外取締役，武田薬品工業株式会社社 外取締役
ひろ せ なお み 廣 瀬 直 己	取 締 役 指名委員
き の とし ひろ 佐 野 敏 弘	取 締 役 東京電力フェUEL&パワー株式会社代表取締役社長
あね がわ たか ふみ 姉 川 尚 史	取 締 役
たけ べ とし ろう 武 部 俊 郎	取 締 役 指名委員 東京電力パワーグリッド株式会社代表取締役社長
こば やかわ とも あき 小早川 智 明	取 締 役 東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長
にし やま けい た 西 山 圭 太	取 締 役 指名委員 原子力損害賠償・廃炉等支援機構連絡調整室長
ます だ ゆう じ 増 田 祐 治	取 締 役 監査委員長 株式会社東光高岳社外監査役，株式会社東京エネシス社 外監査役
ふじ もり よし あき 藤 森 義 明	取 締 役 指名委員，報酬委員 株式会社L I X I Lグループ相談役，武田薬品工業株式 会社社外取締役，Boston Scientific Corporation, Director

氏名	地位、担当及び重要な兼職の状況
國井秀子	取締役 報酬委員長，指名委員，監査委員 芝浦工業大学学長補佐兼大学院工学マネジメント研究科教授兼男女共同参画推進室長，本田技研工業株式会社社外取締役，株式会社三菱ケミカルホールディングス社外取締役
長谷川閑史	取締役 指名委員長 武田薬品工業株式会社取締役会長，旭硝子株式会社社外取締役

- (注) 1. 數土文夫氏，藤森義明氏，國井秀子氏及び長谷川閑史氏は，会社法第2条第15号に定める社外取締役であり，株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
2. 監査が実効的に行われることを確保するために，当社における業務経験の豊富な増田祐治氏を常勤の監査委員に選定しております。
3. 当社は，數土文夫氏が社外取締役を務める大成建設株式会社と発電所における土木・建築工事等の取引を行っております。
4. 取締役 増田寛也氏（指名委員長）は，平成28年7月8日，辞任いたしました。
5. 取締役 須藤正彦氏（指名委員長，監査委員）は，平成28年11月5日，死去いたしました。

② 執行役

氏名	地位、担当及び重要な兼職の状況
廣瀬直己	代表執行役社長 業務全般 原子力改革特別タスクフォース長 経営企画ユニット担当
山口博	代表執行役副社長 業務全般 技監，安全統括 技術・環境戦略ユニット，リニューアブルパワー・カンパニー担当 株式会社東光高岳社外取締役
石崎芳行	代表執行役副社長 業務全般 福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長 株式会社日本フットボールヴィレッジ代表取締役副社長

氏名	地位、担当及び重要な兼職の状況
あねがわ たかふみ 姉川尚史	常務執行役 原子力・立地本部長兼原子力改革特別タスクフォース長 代理兼同事務局長
い きもと み 壹岐素巳	常務執行役 ビジネスソリューション・カンパニー・プレジデント
ますだ なお ひろ 増田尚宏	常務執行役 福島第一廃炉推進カンパニー・プレジデント兼廃炉・汚 染水対策最高責任者
きむら こう いち 木村公一	常務執行役 新潟本社代表兼新潟本部長兼原子力・立地本部副本部長
ふばさみ せい いち 文挾誠一	常務執行役 経営企画担当（共同）兼経営企画ユニット企画室長
おかもと ひろし 岡本浩	常務執行役 経営技術戦略研究所長 系統広域連系推進室担当
ジョン・クロフツ	常務執行役 原子力安全監視最高責任者兼原子力安全監視室長
たけ たに のり あき 武谷典昭	常務執行役 内部監査室，グループ事業管理室，経理室担当
けん がく しんいちろう 見學信一郎	常務執行役 新成長タスクフォース長 渉外・広報ユニット担当 スパークス・グループ株式会社社外取締役
さ いき みつ し 佐伯光司	常務執行役 福島本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長 秘書 室，総務・法務室，組織・労務人事室担当
せき とも みち 関知 道	常務執行役 I o T担当 システム企画室担当
にし やま けい た 西山圭太	執 行 役 会長補佐兼経営企画担当（共同）

- (注) 1. 廣瀬直己氏，姉川尚史氏及び西山圭太氏は，取締役を兼務しております。
2. 取締役を兼務する執行役の重要な兼職の状況については，「①取締役」の表に記載しておりま
す。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は，会社法第427条第1項及び定款第29条第2項の規定に基づき，取締役（業務執行取締役等であるものを除きます。）との間で，同法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結しております。

(3) 報酬等の総額

			支給人数	報酬等の額
			名	百万円
取	締	役	7	78
執	行	役	14	314

- (注) 1. 当社は、執行役を兼務する取締役に対しては、取締役としての報酬を支給しておりませんが、上記の取締役の支給人数には執行役を兼務する取締役の人数を含めておりません。
 2. 上記のうち、社外取締役6名に対する報酬等の額は56百万円であります。

(4) 取締役及び執行役の報酬等の決定に関する方針

当社の取締役及び執行役の主な職務は、福島第一原子力発電所事故の責任を全うし、世界水準以上の安全確保と競争の下での安定供給をやり抜くという強い意志のもとで、企業価値向上を通じて国民負担の最小化を図ることである。このため、「責任と競争」を両立する事業運営・企業改革を主導しうる優秀な人材を確保すること、責任と成果を明確にすること、業績及び株式価値向上に対するインセンティブを高めることを報酬決定の基本方針とする。

なお、経営の監督機能を担う取締役と業務執行の責任を負う執行役の職務の違いを踏まえ、取締役と執行役の報酬は別体系とする。また、取締役と執行役を兼務する役員に対しては、執行役としての報酬のみを支給する。

① 取締役報酬

取締役報酬は、基本報酬のみとする。

<基本報酬>

常勤・非常勤の別、所属する委員会及び職務の内容に応じた額を支給する。

② 執行役報酬

執行役報酬は、基本報酬及び業績連動報酬とする。

<基本報酬>

役職位、代表権の有無及び職務の内容に応じた額を支給する。

<業績連動報酬>

会社業績及び個人業績の結果に応じた額を支給する。

③ 支給水準

当社経営環境に加え、他企業等における報酬水準、従業員の処遇水準等を勘案し、当社役員に求められる能力及び責任に見合った水準を設定する。

(5) 社外取締役の主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
数 土 文 夫 <small>す ど ふみ お</small>	取締役会には25回中25回出席し、また、指名委員会には8回中8回、監査委員会には11回中11回、報酬委員会には5回中5回出席し、必要に応じて、主に企業経営者としての経験と見識等を活かして発言を行っております。
藤 森 義 明 <small>ふじ もり よし あき</small>	取締役会には25回中24回出席し、また、指名委員会には2回中2回、報酬委員会には5回中5回出席し、必要に応じて、主に企業経営者としての経験と見識等を活かして発言を行っております。
須 藤 正 彦 <small>す どう まさ ひこ</small>	取締役会には15回中15回出席し、また、指名委員会には1回中1回、監査委員会には7回中7回出席し、必要に応じて、主に弁護士としての経験と専門知識等を活かして発言を行っております。
國 井 秀 子 <small>くに い ひで こ</small>	取締役会には25回中25回出席し、また、指名委員会には4回中4回、監査委員会には4回中4回、報酬委員会には5回中5回出席し、必要に応じて、主に企業経営者としての経験と見識等を活かして発言を行っております。
増 田 寛 也 <small>ます だ ひろ や</small>	取締役会には8回中8回出席し、また、指名委員会には5回中5回出席し、必要に応じて、主に行政に携わった経験と見識等を活かして発言を行っております。
長谷川 閑 史 <small>は せ がわ やす ちか</small>	取締役会には25回中25回出席し、また、指名委員会には8回中7回出席し、必要に応じて、主に企業経営者としての経験と見識等を活かして発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当年度に係る会計監査人としての報酬等の額 103百万円

② 当社及び子会社が支払うべき財産上の利益の合計額 285百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査委員会は、会計監査人の監査計画、監査実施状況等を確認したほか、社内関係部署及び会計監査人の双方から、監査日数、報酬算定のプロセス等について聴取し、それらについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等に同意いたしました。
3. 当社は、会計監査人に対して、財務報告に係る内部統制に関する助言業務等を委託し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、監査委員会は、監査委員全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針としております。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人として適当でないと判断される場合には、監査委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針としております。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

① 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

② 処分の内容

契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)

③ 処分理由

- ・新日本有限責任監査法人は、株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、7名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の概要

(1) 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査委員会の職務を補助すべき使用人として、監査特命役員を置く。また、監査委員会の職務を補助する専任の組織を設置し、必要な人員を配置する。
- ② 監査特命役員及び監査委員会の職務を補助する専任の組織に属する者は、監査委員会の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査委員会と協議する。
- ③ 取締役及び執行役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査委員に報告するとともに、監査委員会が選定する監査委員の求める事項について、必要な報告を行う。また、当社の取締役、執行役、執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者から、監査委員会に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備するとともに、当該報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないよう適切に対応する。
- ④ 監査委員が執行役会、経営企画会議及びその他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることのできる体制を整備する。また、会計監査人及び内部監査組織が監査委員会と連携を図るための環境を整えとともに、監査委員の職務の執行に必要と認められる費用については、これを支出する等、監査委員会の監査の実効性を確保するための体制を整備する。

(2) 取締役及び執行役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底を図るため、「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を定め、取締役及び執行役はこれを率先して実践するとともに、執行役員及び従業員にこれを遵守させる。
また、社外有識者を委員に含み、企業倫理全般を統括する「東京電力グループ企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンス経営を推進する。

- ② 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い、重要な職務執行について審議・決定するとともに、執行役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役及び執行役の職務執行を監督する。また、執行役員に対して、必要に応じて職務執行の状況について、取締役会への報告を求める。

また、取締役会の機能を補完するとともに、効率的かつ適切な意思決定を図るため、執行役会を設置する。執行役会は、原則として毎週1回、また必要に応じて開催し、取締役会への付議事項を含む経営の重要事項について審議する。

なお、取締役及び執行役は、常に十分な情報の収集を行い、法令及び定款に適合した適切な経営判断を行う。

(3) 執行役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 執行役会の議事概要その他職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、その作成から、利活用、保存、廃棄に至るまで適切に管理する。
- ② 情報のセキュリティや職務執行の効率性向上、適正の確保に資するIT環境を整備する。

(4) リスク管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役及び執行役は、当社及びグループ会社の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に適切に反映する。また、グループ全体のリスク管理が適切になされるよう社内規程を整備する。
- ② 当該リスクは、社内規程に従い、業務所管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理する。
- ③ 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、執行役社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの現実化を予防するとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制する。
- ④ 大規模地震等の非常災害の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築及び定期的な防災訓練の実施等、適切な体制を整備する。

- ⑤ リスク管理体制の有効性については、内部監査組織が定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を執行役会等に報告する。執行役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。
- ⑥ 会社の経営全般について情報の共有を図り、経営改革を推進するため、経営企画会議を設置する。経営企画会議は、必要に応じて開催し、重点経営課題に関する対応方針や対応の方向性について審議する。
- ⑦ 福島第一原子力発電所の事故に対する反省を踏まえ、執行役社長直属の組織として「原子力安全監視室」を設置し、第三者の専門的知見を活用した原子力安全に関する取り組みの監視、必要に応じた助言を行い、意思決定へ直接的に関与する体制を整備することで、原子力安全に対するマネジメントの改善を図る。また、原子力安全監視最高責任者は、原子力安全に関する事項について、必要に応じて取締役会に直接報告する。
また、原子力を含む事業活動全般に関し、社会との適切なコミュニケーションを行うための体制を整備する。

(5) 執行役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営上の重要事項については、執行役会のほか、経営企画会議、その他の会議体において適宜審議する等、効率的な意思決定を図る。
- ② 執行役による職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、執行役、執行役員、従業員がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。

(6) 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① すべての従業員が「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を遵守するよう、継続的に企業倫理研修を実施すること等により、その定着と徹底を図る。
- ② 法令や企業倫理上の問題を匿名で相談できる「企業倫理相談窓口」を設置し、寄せられた事案については、「東京電力グループ企業倫理委員会」で審議の上、適切に対応する。なお、相談者のプライバシーについては、社内規程に従い、厳重に保護する。
- ③ 社内規程において、職務執行に当たり遵守すべき法令等を明確にするとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。

- ④ 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査組織が、従業員の職務執行の状況について、定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を執行役会等に報告する。執行役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。
- ⑤ こうした取り組みを通じ、従業員一人ひとりが企業倫理を意識し自ら実践するとともに風通しの良い職場をつくる「しない風土」、社内規程の継続的な改善とその徹底を図る「させない仕組み」、業務上の課題や問題を自発的に言い出し、それを積極的に受け止める「言い出す仕組み」を充実・徹底させる。

(7) 当社及び子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 「東京電力グループ企業行動憲章」の下、グループとして目指すべき共通の方向性及び目標等を経営方針として示し、その達成に向け、グループを挙げて取り組む。また、グループ会社において業務の適正を確保するための体制をグループ会社が自律的に整備・運用できるよう、適切な支援を行う。
- ② グループ会社が効率的な意思決定を行い、適切かつ迅速な職務執行ができるよう、社内規程により責任と権限を明確化する。
- ③ 職務執行上重要な事項については、社内規程等に従い、グループ会社から事前協議や報告を受ける体制を整備する。また、グループ会社の経営状況を把握するとともに、グループにおける経営課題の共有と解決ができるよう、当社取締役及び執行役とグループ会社取締役が定期的な会議の中で意見交換等を行う。
- ④ グループ会社が「企業倫理相談窓口」を利用できる環境を整える。
- ⑤ グループ会社の業務の適正を確保できるよう、必要に応じて当社の内部監査組織が監査等を行う。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 監査委員会の監査の実効性確保

- ① 監査委員会は、社外取締役2名を含む3名の監査委員より構成されております。また、平成28年度においては、これを補助するため2名の監査特命役員を置くとともに、監査委員会の職務を補助する専任の組織である監査委員会業務室に7名のスタッフを配置し、常勤の監査委員や監査特命役員等がグループ会社の非常勤監査役に就任するなどしております。
- ② このような体制のもと、会計監査人及び内部監査組織との定期的な意見交換はもとより、第一線職場における従業員との意見交換やグループ会社とのミーティングを実施するなど、実効的かつ効率的に監査を行っております。
- ③ さらに、監査委員は、執行役会及び経営企画会議等の重要な会議に出席するとともに、取締役及び執行役に対して適宜必要な報告を求めることなどにより、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を確認しております。

(2) 取締役及び執行役の適正かつ効率的な職務執行

- ① 指名委員会等設置会社である当社の取締役会では、十分な審議を実施し、重要な職務執行の決定及び取締役・執行役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役を中心に意見交換を行う社外取締役懇談会も活用するなどして、取締役会における審議の充実を図っております。平成28年度においては取締役会を25回、社外取締役懇談会を22回開催いたしました。
- ② 当社では、原則として週1回開催される執行役会及び経営企画会議等において、取締役会への付議事項を含めた経営の重要事項について審議・決定を行うなど、効率的かつ適切な意思決定を図っております。
- ③ グループ会社の職務執行上重要な事項の決定にあたっては、社内規程等に基づき、あらかじめ当社の承認又は当社への報告等を必要とすることとしております。さらに、グループにおける全体最適等の観点から、経営状況についてグループ会社から定期的に報告を受けるとともに、「グループ経営発表会」を開催するなど、当社取締役及び執行役とグループ会社取締役がグループ全体の経営課題を共有する機会を設けております。

(3) リスク管理

- ① 当社グループにおけるリスク管理については、当社の執行役社長を統括責任者とし、その執行役社長を委員長とする「リスク管理委員会」が一元的に統括しております。平成28年度においてはリスク管理委員会を11回開催し、経営環境の変化や訴訟など当社グループの事業運営上のリスクについて審議するとともに、その概要を定期的に取り締役に報告しております。
- ② また、当社の各組織が開催する「リスク管理会議」において、各組織の事業運営上のリスクを評価し、その対応方針について審議することなどにより、平常時から適切にリスクを認識、管理しております。さらに、リスクが現実化した場合に迅速かつ的確に対応できるよう、報告経路や内容を明確化するとともに、発生した事態に応じて対策本部等を設置し、対応することとしております。
- ③ 大規模地震等の非常災害については、非常災害対策の基本方針を定め、平素から災害予防の準備をすすめるとともに、平成28年度においては、防災訓練を11回実施するなど、災害発生時にグループ一丸となって対応するための体制を整備しております。
- ④ 海外の原子力安全の専門家を室長とする「原子力安全監視室」では、社外専門家の招へいや監視評価員の教育訓練等を通じて、原子力安全に関する取り組みへの監視を強化し、必要に応じて助言を行っております。さらに、原子力安全監視室長を務める原子力安全監視最高責任者は、上記の取り組みに対する評価結果を四半期ごと、また必要に応じて取締役会に報告しております。

(4) コンプライアンス

- ① 当社では、「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を取締役、執行役及び従業員等に対して社内イントラネット等を通じて周知しております。また、eラーニングや研修等の教育・啓発活動を継続的に実施するとともに、「東京電力グループ企業倫理委員会」と連携して企業倫理の実践・定着活動を行う企業倫理責任者を各組織に設置するなどして、企業倫理遵守の徹底を図っております。
- ② また、当社グループとしてコンプライアンス経営を推進するため、当社の執行役社長

を委員長とする「東京電力グループ企業倫理委員会」において、企業倫理の実践・定着活動や「企業倫理相談窓口」の受付・対応状況等について審議・決定しております。平成28年度においては同委員会を4回開催し、その概要を取締役会へ報告するとともに、当社ホームページにて公開しております。

- ③ さらに、企業倫理全般に関する従業員の意識の把握と企業倫理の実践・定着活動の改善を目的として、当社の全従業員を対象とした「企業倫理に関する意識調査」を年1回実施しております。
- ④ 内部監査組織は、「経営方針や目標の達成」、「有効で効率的な業務運営」、「正確な報告」、「ルールの遵守」等の観点から、従業員の職務執行の状況等について監査を実施するとともに、その結果を踏まえ、改善が必要な事項について提言を行っております。
- ⑤ こうした取り組みやその有効性の検証結果等を踏まえ、企業倫理活動に関する方針及び計画を策定し、「しない風土」、「させない仕組み」、「言い出す仕組み」の徹底を図っております。

<監査委員会の活動>

当社は、福島第一原子力発電所事故に起因する被害者の方々への賠償、福島の復興、除染・廃炉をすすめると同時に、電力システム改革で激変しつつある自由競争の環境下で事業を確実に継続していくため、新・総合特別事業計画の実行に取り組むなどにより、経営基盤の確立・企業価値の向上を実現すること、すなわち「責任と競争」の両立を持続的に果たすことが求められています。

当社がこのような特別の事情下に置かれていることに加え、当年度は電力の小売全面自由化及び当社のホールディングカンパニー制への移行の初年度であったことから、監査委員会としても、特に「責任と競争」の持続的両立のために当社・当社グループの企業価値の向上の実現に資するというのが一つの基本的な役割であると認識し、執行役及び取締役の職務執行の監査に努めてまいりました。

監査委員会は、社外取締役2名を含む3名の監査委員より構成され、これを補助する2名の監査特命役員と7名のスタッフを配置しております。また、常勤の監査委員・監査特命役員・スタッフが主要な関係会社の非常勤監査役に就任しております。このような体制のもと、監査委員会は監査計画に基づき、第一線職場における現場スタッフ等との意見交換を含めた監査諸活動を実施するに当たっては、当社・当社グループのコーポレート・ガバナンスや諸活動の面において、ヒト・モノ・カネ及び時間・情報が有効に活用され、企業価値の向上の見地から十分に実効的になっているか、それを妨げるものになっていないかという点を特に重視し、適宜、改善及びその速やかな実行を求める提言、要請等を行いました。

また、国の「東京電力改革・I F問題委員会」の提言などを踏まえた新々・総合特別事業計画への取り組み状況等につきましても確認をしております。

(平成28年度監査委員会の主な活動実績)

- | | |
|----------------------|--------------|
| ①監査委員会 | : 11回 |
| ②執行役会等の経営会議への出席 | : 106回 |
| ③監査委員間の意見交換会 | : 12回 |
| ④内部監査組織との意見交換会 | : 4回 |
| ⑤会計監査人との意見交換会 | : 5回 |
| ⑥社外有識者との意見交換会 | : 4回 |
| ⑦本社及び主要な事業所における監査 | : 27箇所, 27回 |
| ⑧グループ会社へのヒアリング | : 12社 |
| ⑨第一線職場等における実態把握・意見交換 | : 13箇所, 102名 |

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	10,293,859	固 定 負 債	6,117,969
電気事業固定資産	6,791,086	社 債	1,706,182
水力発電設備	415,728	長期借入金	1,712,603
汽力発電設備	1,060,332	災害損失引当金	467,692
原子力発電設備	816,184	原子力損害賠償引当金	694,396
送電設備	1,655,098	退職給付に係る負債	386,392
変電設備	690,766	資産除去債務	773,600
配電設備	2,005,542	そ の 他	377,100
その他の電気事業固定資産	147,434	流 動 負 債	3,804,342
その他の固定資産	191,153	1年以内に期限到来の固定負債	1,779,988
固定資産仮勘定	840,444	短期借入金	860,152
建設仮勘定及び除却仮勘定	840,444	支払手形及び買掛金	181,137
核 燃 料	647,902	未 払 税 金	192,070
装 荷 核 燃 料	120,486	そ の 他	790,993
加工中等核燃料	527,415	引 当 金	6,608
投資その他の資産	1,823,272	原子力発電工事償却準備引当金	6,608
長期投資	95,442	負 債 合 計	9,928,920
関係会社長期投資	934,672	株 主 資 本	2,329,061
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	531,974	資 本 金	1,400,975
退職給付に係る資産	131,611	資 本 剰 余 金	743,123
そ の 他	132,186	利 益 剰 余 金	193,404
貸倒引当金(貸方)	△ 2,614	自 己 株 式	△ 8,442
		その他の包括利益累計額	14,373
流 動 資 産	1,983,740	その他有価証券評価差額金	5,109
現金及び預金	941,383	繰延ヘッジ損益	△ 1,871
受取手形及び売掛金	512,680	土地再評価差額金	△ 2,301
たな卸資産	156,771	為替換算調整勘定	17,098
そ の 他	386,038	退職給付に係る調整累計額	△ 3,662
貸倒引当金(貸方)	△ 13,133	非 支 配 株 主 持 分	5,244
合 計	12,277,600	純 資 産 合 計	2,348,679
		合 計	12,277,600

連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
営業費用	5,099,053	営業収益	5,357,734
電気事業営業費用	4,862,241	電気事業営業収益	5,095,037
その他事業営業費用	236,812	その他事業営業収益	262,696
営業利益	(258,680)		
営業外費用	93,349	営業外収益	62,293
支払利息	75,588	受取配当金	2,531
その他	17,761	受取利息	10,155
		持分法による投資利益	26,186
		固定資産売却益	7,029
		その他	16,390
当期経常費用合計	5,192,403	当期経常収益合計	5,420,027
当期経常利益	227,624		
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	505		
原子力発電工事償却準備金引当	505		
特別損失	411,342	特別利益	330,694
原子力損害賠償費	392,006	原賠・廃炉等支援機構資金交付金	294,234
災害特別損失	19,335	持分変動利益	36,459
税金等調整前当期純利益	146,471		
法人税等	13,350		
法人税等	15,352		
法人税等調整額	△ 2,002		
当期純利益	133,120		
非支配株主に帰属する当期純利益	309		
親会社株主に帰属する当期純利益	132,810		

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
当連結会計年度期首残高	1,400,975	743,125	60,803	△ 8,430		2,196,473
当連結会計年度変動額						
親会社株主に帰属する 当期純利益			132,810			132,810
自己株式の取得				△ 14	△	14
自己株式の処分		△ 1		2		0
土地再評価差額金取崩額			△ 209		△	209
その他				0		0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)						
当連結会計年度変動額合計	-	△ 1	132,601	△ 12		132,587
当連結会計年度末残高	1,400,975	743,123	193,404	△ 8,442		2,329,061

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額							非支配株主 持分	純 資 産 計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土 地 再 評 価 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 関 連 する 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		
当連結会計年度期首残高	3,618	△ 14,668	△ 2,510	20,768	△ 7,406	△ 198		21,864	2,218,139
当連結会計年度変動額									
親会社株主に帰属する 当期純利益									132,810
自己株式の取得									△ 14
自己株式の処分									0
土地再評価差額金取崩額									△ 209
その他									0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	1,491	12,796	209	△ 3,669	3,744	14,571	△ 16,619	△ 16,619	△ 2,047
当連結会計年度変動額合計	1,491	12,796	209	△ 3,669	3,744	14,571	△ 16,619	△ 16,619	130,540
当連結会計年度末残高	5,109	△ 1,871	△ 2,301	17,098	△ 3,662	14,373	5,244	5,244	2,348,679

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	9,566,062	固 定 負 債	5,905,612
電気事業固定資産	1,260,629	社債	1,616,182
水力発電設備	416,427	長期借入金	1,706,623
原子力発電設備	821,479	長期未払債務	9,043
新エネルギー等発電設備	16,680	リース債務	4,256
業務設備	5,965	関係会社長期債務	417,528
貸付設備	76	退職給付引当金	96,031
事業外固定資産	31	災害損失引当金	466,964
固定資産仮勘定	621,915	原子力損害賠償引当金	694,396
建設仮勘定	621,507	資産除去債務	772,891
除却仮勘定	407	雑固定負債	121,695
核燃料	648,225	流 動 負 債	3,349,894
装荷核燃料	120,625	1年以内に期限到来の固定負債	1,735,676
加工中等核燃料	527,600	短期借入金	858,423
投資その他の資産	7,035,260	買掛金	3,500
長期投資	39,146	未払金	57,963
関係会社長期投資	6,369,654	未払費用	244,249
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	531,974	未払税金	2,337
長期前払費用	58,836	預り金	903
前払年金費用	36,963	関係会社短期債務	446,123
貸倒引当金(貸方)	△ 1,313	諸前受金	569
		雑流動負債	146
		引 当 金	6,608
		原子力発電工事償却準備引当金	6,608
		債 合 計	9,262,115
		負 主 本	1,762,784
		資本	1,400,975
		資本剰余金	743,604
		資本準備金	743,555
		その他資本剰余金	48
		利益剰余金	△ 374,153
		利益準備金	169,108
		その他利益剰余金	△ 543,261
		海外投資等損失準備金	224
		特定災害防止準備金	123
		別途積立金	1,076,000
		繰越利益剰余金	△ 1,619,609
		自己株式	△ 7,642
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	8
		その他有価証券評価差額金	8
		純 資 産 合 計	1,762,793
流 動 資 産	1,458,845	合 計	11,024,908
現金及び預金	788,738		
売掛金	36,446		
諸未収入金	128,035		
貯蔵品	50,200		
前払費用	2,431		
関係会社短期債権	303,235		
雑流動資産	149,830		
貸倒引当金(貸方)	△ 73		
合 計	11,024,908		

損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
営業費用	833,122	営業収益	798,637
電気事業営業費用	832,266	電気事業営業収益	797,859
水力発電費	65,763	他社販売電力料	627,683
原子力発電費	603,761	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	30,963
新エネルギー等発電費	1,598	電気事業雑収益	139,197
販売費用	2	貸付設備収益	15
貸付設備費用	2		
一般管理費	150,731		
電源開発促進税	0		
事業税	10,406		
電力費振替勘定(貸方)	△ 0		
附帯事業営業費用	856	附帯事業営業収益	777
コンサルティング事業営業費用	856	コンサルティング事業営業収益	777
営業損失	(34,485)		
営業外費用	91,535	営業外収益	131,895
財務費用	81,242	財務収益	124,966
支払利息	81,226	受取配当金	50,384
株式交付費	0	受取利息	74,582
社債発行費	15		
事業外費用	10,293	事業外収益	6,928
固定資産売却損	26	固定資産売却益	11
雑損失	10,267	雑収益	6,917
当期経常費用合計	924,658	当期経常収益合計	930,532
当期経常利益	5,873		
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	505		
原子力発電工事償却準備金引当	505		
特別損失	411,342	特別利益	294,234
災害特別損失	19,335	原賠・廃炉等支援機構資金交付金	294,234
原子力損害賠償費	392,006		
税引前当期純損失	111,738		
法人税等	△ 71,647		
法人税等	△ 71,647		
当期純損失	40,091		

株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 剰 余 金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
				海外投資等 損失準備金	特 定 災 害 防 止 準 備 金	
当事業年度期首残高	1,400,975	743,555	50	169,108	298	131
当事業年度変動額						
海外投資等損失準備金の取崩し				△	74	
特定災害防止準備金の積立						12
分割型の会社分割による減少						△ 21
当期純利益						
自己株式の取得						
自己株式の処分			△	1		
株主資本以外の項目の当該 事業年度変動額(純額)						
当事業年度変動額合計	-	-	△	1	△	74
当事業年度末残高	1,400,975	743,555	48	169,108	224	123

	株 主 資 本					評価・換算差額等 そ の 他 評 価 証 券 評 価 差 額 金	純資産合計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他		
	そ の 他 利 益 剰 余 金						
	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金					
当事業年度期首残高	1,076,000	△ 1,579,601	△ 7,629	1,802,889	△ 2,385	1,800,504	
当事業年度変動額							
海外投資等損失準備金の取崩し		74		-		-	
特定災害防止準備金の積立	△	12		-		-	
分割型の会社分割による減少		21		-		-	
当期純利益	△	40,091		△ 40,091		△ 40,091	
自己株式の取得			△ 14	△ 14		△ 14	
自己株式の処分			2	0		0	
株主資本以外の項目の当該 事業年度変動額(純額)					2,394	2,394	
当事業年度変動額合計	-	△ 40,007	△ 12	△ 40,105	2,394	△ 37,710	
当事業年度末残高	1,076,000	△ 1,619,609	△ 7,642	1,762,784	8	1,762,793	

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

東京電力ホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白羽 龍三	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯川 喜雄	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清水 幹雄	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京電力ホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京電力ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 「その他の注記 2. 原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた会社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額8,464,177百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額188,926百万円及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）等に基づく会社の国に対す

る賠償債務（平成27年1月1日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日法律第94号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）1,526,096百万円を控除した金額6,749,153百万円と前連結会計年度の見積額との差額392,006百万円を原子力損害賠償費に計上している。

これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、会社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という）は、機構法に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

会社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見直し額として資金援助の申請を行っており、平成28年12月27日に同日時点での要賠償額の見直し額8,366,405百万円への資金援助の額の変更を申請したことから、当連結会計年度において、同額から補償金の受入額188,926百万円及び除染費用等に対応する資金交付金1,526,096百万円を控除した金額6,651,381百万円と、平成28年3月18日申請時の金額との差額294,234百万円を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、会社の収支の状況に照らし連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当連結会計年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

2. 「連結貸借対照表に関する注記 3. 保証債務等 (2) 偶発債務 原子力損害の賠償に係る偶発債務」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日法律第147号）に基づく賠償を実施している。原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日。以下「中間指針」という）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた会社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当連結会計年度末において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用については、これまでの求償応諾実績や入手可能なデータ等により合理的に算定可能な範囲で見積りを実施しているが、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、賠償額を合理的に見積ることができない。

3. 「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準 イ 災害損失引当金 追加情報 ・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り」に記載されているとおり、原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

4. 「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (6) 原子力発電施設解体費の計上方法 追加情報 ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

東京電力ホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白羽 龍三	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯川 喜雄	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清水 幹雄	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京電力ホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 「その他の注記 1. 原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日法律第147号）に基づく賠償を実施している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた会社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額8,464,177百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額188,926百万円及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日法律第110号）等に基づく会社の国に対す

る賠償債務（平成27年1月1日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日法律第94号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）1,526,096百万円を控除した金額6,749,153百万円と前事業年度の見積額との差額392,006百万円を原子力損害賠償費に計上している。

これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、会社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という）は、機構法に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

会社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見通し額として資金援助の申請を行っており、平成28年12月27日に同日時点での要賠償額の見通し額8,366,405百万円への資金援助の額の変更を申請したことから、当事業年度において、同額から補償金の受入額188,926百万円及び除染費用等に対応する資金交付金1,526,096百万円を控除した金額6,651,381百万円と、平成28年3月18日申請時の金額との差額294,234百万円を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、会社の収支の状況に照らし事業年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当事業年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

2. 「貸借対照表に関する注記 3. 保証債務等 (2) 偶発債務 原子力損害の賠償に係る偶発債務」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日法律第147号）に基づく賠償を実施している。原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日。以下「中間指針」という）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた会社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当事業年度末において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用については、これまでの求償応諾実績や入手可能なデータ等により合理的に算定可能な範囲で見積りを実施しているが、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、賠償額を合理的に見積ることができない。
 3. 「重要な会計方針に係る事項に関する注記 3. 引当金の計上基準 (2) 災害損失引当金 追加情報 ・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り」に記載されているとおり、原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。
 4. 「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 原子力発電施設解体費の計上方法 追加情報 ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、監査の方針、職務の分担等を定めるに際して、「新・総合特別事業計画」や「2016年度 東京電力グループ アクション・プラン」に織り込まれている重要施策の進捗状況の確認とともに、福島第一原子力発電所廃炉への取り組み状況、福島復興への取り組み状況、ホールディングカンパニー制のもとでの競争力確保への取り組み状況、グループ全体の収支状況・財務状況等を監査の最重要項目と位置づけました。その上で、監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び執行役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、執行役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、福島第一原子力発電所の事故による経営各面の課題への対応を含め、国の「東京電力改革・1F問題委員会」による提言などを踏まえた新々・総合特別事業計画の確実な実行につきましても厳格な監査を進めてまいります。

平成29年5月22日

東京電力ホールディングス株式会社

監査委員会

監査委員長

増田 祐治 ㊞

監査委員

國井 秀子 ㊞

監査委員

數土 文夫 ㊞

(注) 監査委員 國井秀子及び數土文夫は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に定める社外取締役であります。

以 上

— ヌ 毛 —

— ヌ 毛 —

— ヌ 毛 —

株主メモ

事業年度 4月1日から翌年の3月31日まで

定時株主総会 6月

公告方法 電子公告により、当社のホームページに掲載いたします。
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行います。
ホームページ http://www.tepco.co.jp/about/corporateinfo/public_notice/

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
(注) 同社は、特別口座の口座管理機関を兼ねております。
[連絡先] 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711 (通話料無料)
ホームページ <http://www.tr.mufg.jp/daikou/>

株主のみなさまへのお知らせ

定時株主総会決議ご通知につきましては、当社ホームページへの掲載のみとさせていただきますこととしております。

「第93回定時株主総会決議ご通知」につきまして、紙面での閲覧をご希望される株主さまにはコピー版をお送りいたしますので、お手数ですが上記の株主名簿管理人までご連絡ください。

ホームページ <http://www.tepco.co.jp/about/ir/stockinfo/meeting.html>

東京電力ホールディングス株式会社

〒100-8560 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

電話 (03) 6373-1111 (代表)

ホームページ <http://www.tepco.co.jp/>

